

栃木県わがまち創生・交流促進事業実施要綱

(目的)

第1条 栃木県わがまち創生・交流促進事業（以下「本事業」という。）は、地域の特色を活かしながら住民自らが実践する地域づくり活動や、市町の範囲を越えて地域活性化を図るための広域的な取組を支援することで、人口減少問題の克服や将来にわたる地域の活力の維持を目指す地方創生の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域づくり団体 栃木県内の市町で地域づくり活動を行う団体であって、規約、役員、会計等が明確であるもの（営利を目的とする団体を除く。）
- (2) ソフト事業 地域づくりのために行う事業のうちハード事業を除くもの
- (3) ハード事業 ソフト事業の実施に当たり付随する土地の造成（造園、植栽工事を含む。）、建物の増改築及び解体並びに工作物の取得、整備、増改築及び解体

(事業区分等)

第3条 本事業の事業区分等は、別表1に掲げるとおりとする。

(事業の要件)

第4条 本事業の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方創生 市町の総合戦略に位置づけられ、地方創生の取組を推し進める内容であること
- (2) 継続性 将来にわたり継続的に実施されていくこと

(事業への支援)

第5条 県は、本事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、予算の範囲内において、別に定めるところにより、栃木県わがまち創生・交流促進事業補助金（以下「補助金」という。）を、市町に交付するものとする。

(補助対象外事業)

第6条 補助金の交付対象とならない事業は、別表2に掲げるものとする。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費は、対象事業の実施に要する経費から別表3に掲げる経費の額を控除したものとする。

(事業計画の策定)

第8条 補助金の交付を受けようとする市町長は、栃木県わがまち創生・交流促進事業計画書（別記様式第1号。以下「計画書」という。）を策定するものとする。

(県の支援期間)

第9条 本事業による支援期間は、令和12(2030)年度までとする。

2 本事業における計画書ごとの事業（以下「単位事業」という。）に対する県の支援期間は、最大3年間とする。

なお、新たな地域づくり活動を始める地域づくり団体等が1市町において試行的に取り組むソフト事業に対する県の支援期間は最大1年間とする。

(事業実施にあたっての留意)

第10条 市町長は、補助金の交付決定前に、事業主体が単位事業に着手する場合は、事前着手届(別記様式第2号)を知事に提出するものとする。

2 市町長は、地域づくり団体等が、本事業を実施する場合において、この要綱その他県の関係規定及び市町の関係規定を遵守し、適切に実施しているか監督するものとし、必要に応じ適切な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

3 知事は、地域づくり団体等に対し、本事業の実施状況及び経理処理状況について、必要な調査を行うことができる。

(事業成果等の把握)

第11条 市町長は、単位事業の進捗及び成果等について、的確な把握に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8(2026)年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

事業区分		事業類型	
		地域振興推進型	地域課題挑戦型
単独事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり団体又はその連合体（以下「地域づくり団体等」という。）が 1 市町において取り組むソフト事業 ・新たな地域づくり活動を始める地域づくり団体等が 1 市町において試行的に取り組むソフト事業 	主に地域の外から人を呼び込み、関係人口の創出・拡大を主な目的として実施する事業	継続的に当該地域が抱える課題の解決を図ることを目的として実施する事業
連携事業	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の市町又は複数の市町の地域づくり団体等が、市町の範囲を越えて広域的に取り組むソフト事業 		

別表 2 (第 6 条関係)

番号	対象外事業
1	宗教、政治、選挙活動を目的とした事業
2	公序良俗に反する事業
3	国、県、団体等他の補助事業でより効果的な対応が可能である事業
4	その他本事業の目的に照らし知事が適当でないと認める事業

別表 3 (第 7 条関係)

番号	対象外経費
1	土地の測量、購入、補償に要する経費
2	建物の購入、補償、新築及び新築に要する原材料の購入に要する経費
3	公用施設の取得、整備、修繕に要する経費
4	食糧費（ただし、事業目的のために招聘した外部講師等特殊技能又は知識を有する者に対する経費を除く。）
5	人件費、事務室の賃借料、光熱水費等、事業の実施に直接必要とされない経常的な管理運営経費
6	単価 20 万円以上の物品の購入に要する経費
7	住民個人に対し金銭を支出する経費（ただし、当該住民に金銭を給付しなければ地域づくりの効果が発揮されない経費を除く。）
8	基金等への積み立てに要する経費
9	その他本事業の目的に照らし知事が適当でないと認める経費